

文京区標準契約約款（工事請負）第 25 条第 5 項の規定（単品スライド条項）の適用に係る運用基準

2024 文総契第 1294 号 令和 7 年 1 月 2 0 日 部長決定

文京区標準契約約款（工事請負）第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）により、文京区が契約する工事において、受注者が契約金額の変更を請求する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

受注者は、請求に当たって、工事主管課と十分な協議を行うこと。

また、契約金額が変更された場合は、下請業者との間で締結している請負契約の金額の見直しを行うこと。

なお、運用の詳細については、東京都財務局「工事請負契約書第 24 条第 5 項の規定（単品スライド条項）の運用について（令和 4 年 9 月 1 日以降）」に準拠するものとする。

1 適用対象工事

残工期が 2 月以上ある工事であること。

2 定義

(1) 請求日

単品スライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求に係る書面を提出した日をいう。

(2) 残工期

請求日以後の工期（一部しゅん功にあつては、当該部分に係る工期）までの工事期間をいう。

(3) スライド額

5 により算出した契約変更の対象となる額をいう。

(4) スライド額協議開始日

文京区が算出したスライド額を受注者に提示し、当該スライド額について協議を開始する日

3 請求方法

- (1) 単品スライド条項の規定により、受注者が契約金額の変更を請求する場合は、工事請負契約約款第 25 条第 5 項の規定による契約金額の変更について（請求）（様式 1－1）に契約金額変更請求に係る添付資料（様式 1－2）及び各対象材料の購入価格等を証明する書類を添付し、工事主管課に提出する。
- (2) 工事主管課は、スライド額協議開始日を、請求日から 7 日以内に、書面（様式 2）により受注者に通知する。

4 適用対象となる主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項の適用対象となる主要な工事材料は、鋼材類又は燃料油であつて、品目ごとに次式により算定された変動額が契約金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。ただし、鋼材類又は燃料油以外の「主要な工事材料」として当該工事に主に使用される材料については、鋼材類又は燃料油に準じて取り扱うものとする。

なお、対象材料については、設計図書に記載のある材料を原則とする。

変動額《鋼》＝M【変更】《鋼》－M【当初】《鋼》

変動額《油》＝M【変更】《油》－M【当初】《油》

M【当初】《鋼》，M【当初】《油》

＝{p₁×D₁＋p₂×D₂＋……＋p_m×D_m}×k＋消費税

M【変更】《鋼》，M【変更】《油》

＝{p'₁×D₁＋p'₂×D₂＋……＋p'_m×D_m}×k＋消費税

M【変更】《鋼》，M【変更】《油》：価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M【当初】《鋼》，M【当初】《油》：価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p：設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各工事材料の単価

p'：価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各工事材料の単価

D：鋼材類又は燃料油に該当する各工事材料について算定した対象数量

k：落札率

- (2) (1)に規定する「契約金額」は、適用日以前に契約代金の部分払をした工事にあっては、契約金額から当該部分払の対象となった既済部分に相当する契約金額相当額を控除した額とする。

5 スライド額の算出

スライド額は、次式により算出する。

$$S = (M【変更】《鋼》 - M【当初】《鋼》) + (M【変更】《油》 - M【当初】《油》) - P \times 5 / 1000$$

S：スライド額

M【変更】《鋼》，M【変更】《油》，M【当初】《鋼》，M【当初】《油》：4に同じ

P：4に規定する契約金額

《算定に当たっての留意事項》

- (1) p' は次に定めるとおりとする。

ア 鋼材類

各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とする。

イ 燃料油

各対象材料を購入した月の実勢価格を原則とする。

なお、やむを得ない理由により証明書類が提出されない場合には、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

※1 受注者が各種対象材料を実際に購入した金額が実勢価格より下回る場合は、実際の購入金額

を用いてスライド額を算定する。

※2 受注者の実際の購入金額が実勢価格を上回る場合で、かつ、適当な購入金額であることを証明する書類を必要に応じて求め、適当であると認められる場合は、受注者の実際の購入金額を用いてスライド額を算定することとする。

※3 実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合は、購入の月及び数量を証明する書類の提出をもって、当該月の実勢価格を原則としてスライド額を算定することができる。

※4 資材調達先にヒアリングを行う場合がある。

なお、事実と異なる請求があったことが判明した場合は、契約書の規定に基づき損害賠償等を請求する場合がある。

(2) Dは、発注者の設計数量又は発注者の認定する数量とする。

(3) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、その変動に連動して共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の変更を行うものではない。

(4) 発注者は、協議書（様式3-1）により受注者にスライド額（案）を提示する。受注者は、異議のない場合、スライド額協議開始日から14日以内に承諾書（様式3-2）を提出する。

なお、スライド額協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知する（様式3-3）。

6 一部しゅん功

適用日以前に文京区標準契約約款（工事請負）第38条の規定に基づく一部しゅん功をした工事については、当該一部しゅん功に係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

7 契約変更の時期

工期（一部しゅん功にあつては、当該部分に係る工期）の末に行う。ただし、議会の議決が必要な案件については、別途協議するものとする。

8 全体スライド条項及びインフレスライド条項の併用

文京区標準契約約款（工事請負）第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項又は同条第6項に規定するインフレスライド条項により契約金額の変更を実施した後であっても、単品スライド条項により契約金額の変更を請求することができる。

(参考) 文京区標準契約約款(工事請負) 抜粋

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第25条

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 (省略)
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して決める。ただし、協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。